

富山市入札公告第 9 3 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市入札公告第 1 3 0 号）による。

令和 4 年 9 月 1 2 日

富山市長 藤 井 裕 久

工 事 名	畑中 2 号橋外 3 橋補修工事
工 事 場 所	富山市畑中外地内
工 事 完 成 期 限	令和 5 年 3 月 3 1 日
工 事 概 要	【畑中 2 号橋】 ひび割れ注入工 $L = 3\ 6\ 8\ \text{m}$ ひび割れ充てん工 $L = 1\ 7\ \text{m}$ 断面修復工 $V = 0\ .\ 1\ 7\ 2\ \text{m}^3$ 表面保護工 $A = 1\ 1\ 4\ \text{m}^2$ 伸縮装置設置工 $L = 7\ 2\ .\ 5\ \text{m}$ 橋面防水工 $A = 1\ 7\ 8\ \text{m}^2$ 舗装工（車道部） $A = 1\ 4\ 1\ \text{m}^2$ 舗装工（歩道部） $A = 5\ 4\ \text{m}^2$ 【安田 2 号橋】 ひび割れ注入工 $L = 1\ 9\ 9\ \text{m}$ ひび割れ充てん工 $L = 1\ 0\ \text{m}$ 断面修復工 $V = 0\ .\ 0\ 4\ 0\ \text{m}^3$ 表面保護工 $A = 5\ 5\ \text{m}^2$ 橋面防水工 $A = 5\ 0\ \text{m}^2$ 舗装工（車道部） $A = 5\ 5\ \text{m}^2$

	伸縮装置設置工 $L = 13.2\text{ m}$ 防護柵補修工 $N = 1\text{ 式}$ 水切り設置工 $L = 14\text{ m}$ 排水管補修工 $N = 1\text{ 式}$ 【安田10号橋】 橋梁塗装工（Rc - I） $A = 55\text{ m}^2$ 当て板補修工 $N = 1\text{ 式}$ 断面修復工 $V = 0.033\text{ m}^3$ 表面含浸工 $A = 55\text{ m}^2$ 水切り設置工 $L = 21\text{ m}$ 排水施設設置工 $N = 1\text{ 式}$ 伸縮装置設置工 $L = 7.2\text{ m}$ 支承取替工 $N = 6\text{ 基}$ 落橋防止システム工 $N = 1\text{ 式}$ 足場工 $N = 1\text{ 式}$ 【安田11号橋】 ひび割れ注入工 $L = 202\text{ m}$ ひび割れ充てん工 $L = 50\text{ m}$ 断面修復工 $V = 0.001\text{ m}^3$ 表面保護工 $A = 131\text{ m}^2$ 舗装断面修復工 $A = 2\text{ m}^2$ 橋面防水工 $A = 68\text{ m}^2$ 舗装工 $A = 6\text{ m}^2$ 伸縮装置設置工 $L = 12.0\text{ m}$ 防護柵補修工 $N = 1\text{ 式}$ 水切り設置工 $L = 23\text{ m}$
予 定 価 格	79,300,000円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和4年9月27日時点の事実をもって行うものとする。

入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が1,070点以上であること。
	施 工 実 績	平成19年4月1日以降に官公庁等発注の土木一式工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	1 1級土木施工管理技士と同等の資格を有する者（以下「1級土木施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。 2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。 3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取

		扱いの適用」という。)を受けることができる場合は、この限りでない。 4 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認める。
	調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	1級土木施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用及び特例監理技術者の配置については認めない。
	その他	4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、土木一式工事についての特定建設業の許可を受けていること。
入札及び契約 を担当する課	富山市財務部契約課	
契約条項等の 閲覧期間	令和4年9月12日から同月27日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	
設計図書に対 する質問期間	令和4年9月12日から同月20日まで	
質問に対する 回答期限	令和4年9月22日	
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札	
入札書の 受付締切日時	令和4年9月27日午後5時	
開札日時及び 場所	令和4年9月29日午前9時30分から 富山市役所東館4階入札室	
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)	
工事代金	前金払 有	

支 払 条 件	部 分 払 有
---------	---------